

## 土地改良投資と地主制

——岡山県下の調査——

白 川 清

## 第一節 課題と調査地域の概況

## 一 課 題

わが國は明治以來資本主義的生産が急速に發展し、農村内部にあつても商品經濟がはげしく浸透していつたのに対して、農業の生産様式は一貫して小農制でありながらその生産力は増大してきた。この生産力發展は資本主義がより進んだ労働対象や労働手段を提供し、農学の發展で品種や耕作技術が改善されたこと等によつて経営資本が發展したことにもよるが、土地豊度を高める土地改良いわゆる土地資本の追加的諸投下の累積に依存した面もまた大きかつた。本稿は後者つまり、資本により再

生産し難く有限で独占せられる土地の諸改良と拡張のため、永久的または長期的に土地に合体される土地資本投下を、岡山県内陸の美作地方において歴史的に検討しようとするものである。この土地投資と投資主体の史的発展については、以前に山形県庄内水田地帯の分析で明らかにしたが、さらに先進的な農業地域をとりあげるのは次の理由からである。(2) 土地資本は投下によつて資本価値を土地に合体させるが、それは資本が投下されているからではなく、以前よりもより生産的な高い豊度になるから土地の生産性が上るのである。それは経営資本のうち固定資本のごとく土地と分離してあるわけではなく、また肥料等流動資本のごとく土地に一時的に合体されるものでもない。このため借地契約期間が切れば、土地に合体された資本は高められた土地豊度として、土地所有者が無償で手に入れることになる。したがつてもし資本制農業であれば、借地農業者が土地資本を投下する条件は、その借地期間中に投下資本価値とその平均利潤を取得し終らなければ投下されないのである。けれども土地所有者なら、投資にたいする利子がえられればよい。

このように土地資本の投下にかんしては、土地所有者と借地農業者との利害は鋭く対立するのであるが、それはわが國農地改革前の地主的土地所有のもとでも基本的には同じであつた。ところで前調査の庄内地方に比して美作地方の水田は、河川で

第1表 山形県と岡山県の耕地整理事業の進捗度

| 1. 耕地整理事業実数<br>地区数           | 耕地整理事業認可(累計) |           |           |           |        | 耕地整理事業完了地区(累計) |         |         |  |  |
|------------------------------|--------------|-----------|-----------|-----------|--------|----------------|---------|---------|--|--|
|                              | 明治43年末       | 大正9年末     | 昭和5年末     | 14年末      | 明治43年末 | 大正9年末          | 昭和5年末   | 14年末    |  |  |
|                              |              |           |           |           |        |                |         |         |  |  |
| 山形県                          | 92           | 192       | 283       | 390       | 28     | 104            | 152     | 204     |  |  |
| { 関係面積(㎡)                    | 15,727       | 30,619    | 39,152    | 43,318    | 1,892  | 12,004         | 25,632  | 29,287  |  |  |
| { 水田総面積(〃)                   | 86,158       | 89,419    | 92,400    | 101,418   | —      | —              | —       | —       |  |  |
| { 地区数                        | 54           | 297       | 604       | 941       | 4      | 110            | 349     | 539     |  |  |
| 岡山県                          | 1,497        | 9,812     | 18,263    | 24,747    | 27     | 2,545          | 7,044   | 11,157  |  |  |
| { 関係面積(㎡)                    | 85,984       | 87,607    | 88,103    | 88,569    | —      | —              | —       | —       |  |  |
| { 水田総面積(〃)                   | 3,362        | 10,840    | 20,559    | 34,191    | 1,298  | 6,195          | 11,870  | 19,688  |  |  |
| { 地区数                        | 189,998      | 558,738   | 947,182   | 1,211,598 | 43,074 | 258,513        | 480,506 | 699,376 |  |  |
| 全国                           | 2,850,205    | 2,922,576 | 2,955,553 | 3,208,254 | —      | —              | —       | —       |  |  |
| { 関係面積(㎡)                    | 18,3         | 34.2      | 42.4      | 42.7      | 2.2    | 13.4           | 27.7    | 28.9    |  |  |
| { 水田面積(〃)                    | 1.7          | 11.2      | 20.7      | 27.9      | —      | 2.9            | 8.0     | 12.5    |  |  |
| { 岡山県<br>{ に対する関係面<br>{ 積の割合 | 6.7          | 19.1      | 32.0      | 37.8      | 1.5    | 8.8            | 16.3    | 21.8    |  |  |

注1. 耕地整理事業地区数と関係面積は、第16次『耕地拡張改良事業要覧』、水田面積は『帝國統計年鑑』各号によるが、年次は必ずしも同一でない。

2. 耕地整理事業の内容は、土地の交換分合、区画整理、道路・畦畔・溝渠・溜池の変更廃置(明治32年耕地整理法)またはこれに伴う灌漑排水事業(38年改正)、開墾地目変換(42年改正)、湖海の埋立干拓(大正3年改正)である。拙著『土地投資とその組織』(昭和29年刊)237～241頁参照。

なぐ溜池灌漑により多く依存している。社会的にも旧開地村とめぐる地主と農民の關係に差がみられた。まず大正十三年で開めるから古くから商品經濟が發展してつた、同様の土地を者を買取るで、一戸平均耕作面積は山形県の一・四五町に對

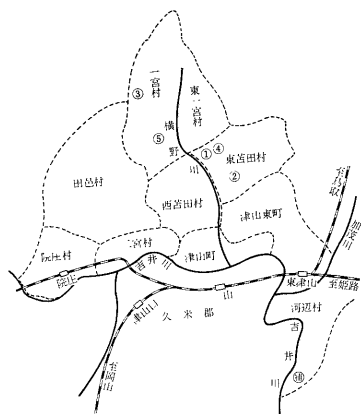
し岡山県は半分の〇・七七町にすぎなかった。また土地所有者のうち一町歩未満が六六・五％と八一％、一〇町歩以上所有者は一・五％と〇・三％というように、岡山県は小土地所有・小地主が多かった。

課題の耕地拡張改良事業の発展を比較するに、両地域の相異は一そう明らかである。いま明治三三年の「耕地整理法」が対象とした事業（表注2参照）を一括すれば、第一表のごとく岡山県が甚しく少ない。事業認可もそうであるが完了面積累積の水田総面積に対する割合では、大正九年に山形県が一三・四％に対して岡山県は二・九％、昭和一四年では二八・九％と一二・五％というように、農業先進地といわれる岡山県の土地投資は後進的で停滞的だったのである。故に課題をもう一度いいかえれば、小地主地帯でかつ商品経済の早くから発展したところでの土地投資が後進・停滞的だったのは何故か、ということを中心の投資活動との関連で明らかにしようとするものである。<sup>(3)</sup>

## 二 停滞的な農業地域

岡山県は大規模干拓と農業機械化の先進地として知られているが、それは周知のごとく南部のことであり、内陸では商品経済は発展しながらもいじりしく停滞的だった。調査地は津山市のうちとくに昭和四年に合併された西苦田村、一六年に合併

された東苦田村および二九年に合併された田邑、一宮村であるが、まず民有地目別面積は第二表のごとくである。このうち耕地面積の変化をみるに、明治二三年以降は田畑ともほとんど同じであるから、耕地の拡大はなかったといつてよい。しかし明治一一年は各村とも少なく、例えば田邑では大正一三年の耕地に対し七〇％、一宮は明治二二年に対し六七％であった。この増加は明治六年の地租改正「当時丈量の粗略なりし」<sup>(4)</sup>ため、一



調査地域略図  
(補)①～⑤は第9表の土地投資地区)

第2表 民有地目別面積

(単位：町、( )内は地面金額で単位：円)

|     | 田                                                    | 畑                                                                                                | 宅地                                                                    | 山林                                                                  | 原野草地                                                                     | 沼池その他                                                     | 計                                  |                                                        |
|-----|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 田邑村 | 明治11年4月<br>大正13年<br>昭和5年<br>12年                      | 208,48(105,394)<br>255.28<br>255.6<br>255.5                                                      | 44.10<br>46.4<br>47.0                                                 | 16.77<br>18.4<br>18.4                                               | 316.86<br>314.6<br>317.0                                                 | 1.1<br>1.1<br>1.1                                         | 1.26<br>0.1<br>0.1                 | 634.31<br>617.8<br>620.7                               |
| 一宮村 | 明治11年4月<br>22年<br>25年<br>32年<br>大正13年<br>昭和5年<br>12年 | 104.39(55,090)<br>127.47(39,370)<br>127.52(39,409)<br>128.22(39,517)<br>137.06<br>136.9<br>136.2 | 28.36(5,330)<br>28.94(5,418)<br>30.19(4,626)<br>31.18<br>32.5<br>31.3 | 11.07(3,494)<br>10.77(3,384)<br>10.56(3,336)<br>9.79<br>10.0<br>9.9 | 519.18 (650)<br>518.97 (650)<br>505.13 (632)<br>512.02<br>511.1<br>506.0 | 4.46(9.0)<br>4.45(6.0)<br>4.45(6.6)<br>4.24<br>4.0<br>4.1 | 1.7(—)<br>0.01<br><br><br><br><br> | 692.27<br>690.66<br>678.58<br>690.24<br>684.5<br>677.6 |

注 明治11年は『吉田郡史』(昭和2年刊、吉田郡教育会)445～8頁、25年は清山市郷土館所蔵『一宮村郷土の歩み』  
大正13年以降は県統計表による。

八〇二一年に再丈量された結果による増加が主である。美作国が再調査されねばならないほど六年の耕地面積が小さかった理由は必ずしも明らかでないが、それは単に丈量が粗略だったばかりでなく、早くから自由民権思想が発達し「一年」共之社」を端として、「一四年」美作同盟会」「一五年四月」自由党美作地方部」「一五年八月」美作自由党」を結成したことに見られるとく、広く維新の圧政とくに重い地租賦課に反対していた。また、明治六年五月の全国的な「徴兵令反対一揆」にも、重税にも反対する民衆が大挙して強訴し、当郡最大の地主D家を打ちわした暴動に現われた反政府自由民権の勢力も、丈量を過少にした

第3表 各村別溜池、溜池灌漑面積（大正末期の状況）

|             | 池 面 積<br>規模区分 | 溜池数 | 池 面 積<br>合計(町) | 溜池灌漑<br>面積(反) | 建 設 年 次        |
|-------------|---------------|-----|----------------|---------------|----------------|
| 田<br>邑<br>村 | 1~2.5反        | 5   | 0.9600         | 243.600       | 不 詳            |
|             | 2.5~5反        | 2   | 0.6711         | 96.120        | "              |
|             | 5~10          | 3   | 2.1418         | 391.228       | "              |
|             | 10~20         | 1   | 1.3506         | 280.000       | "              |
|             | 20以上          | 2   | 6.9023         | 660.000       | "              |
|             | 計             | 13  | 12.0329        | 1,671.018     |                |
| 一<br>宮<br>村 | 1~2.5反        | 3   | 0.5728         | 68.000        | 寛政6, 文久1, 元禄11 |
|             | 2.5~5反        | 2   | 0.7511         | 62.000        | 元禄5, 不詳        |
|             | 計             | 5   | 1.3309         | 130.000       |                |

注 『苫田郡誌』60~5頁, 『東一宮誌』による。

昭和2年の水田面積は田邑村255.2町, 一宮村137.5町。

原因でもあらう。<sup>(6)</sup>それはともかく有名な「月の輪古墳」が近くにあり、一宮村には「弥生住居跡」もあり、忠臣児島が桜を削った「院庄」は田邑村に接する院庄村にあるというように、旧開地域ではもはや耕地を拡大する余地はなかったのである。

このように耕地の外延的拡大がほとんどみられないのは、第一に「水」が少なくなかつその開発も徳川期までに極限にまで利用されていたことによる。中国、四国地方は溜池灌漑で有名であるが、ここでも第三表のごとく河川のない田邑村では水田の六六%が一三の溜池により、東苫田村は六〇%が一七の溜池に依存していた。これに対して横野川が村内を走る一宮村には五、東一宮村に八の溜池があるが、溜池依存率は一割程度であった。だが河川灌漑地域でさえ用水がつけに不足し、「横野川は流域の主体をなす山林甚だ急峻に、且大部分柴草地なるをもつて雨水の流去速かにして、夏季旱天連続長きに互るときは流水涸渴し殆んど年々旱害を蒙<sup>(7)</sup>る状況だった。しかしして右四ヶ村の溜池四三のうち四一は明治以前に造られ、明治以降には東苫田村の二つでしかなかったのである。

だが第二に、かかる状態はこれ以上の水資源が無かったとか、その開発による耕地の拡大が絶対に不可能だったということではなく、むしろ「開発資金不足」の結果だといつてよい。例えば大正一二年に「用排水改良事業補助要領」が出て、五〇〇町

歩以上の受益地を有する県営事業に対して五割以内の国庫補助が決められて間もなく、横野川上流に六四一町歩の受益地をもつ「昭和池」開設が計画され、後述のごとく大地主や商人地主の反対にあいながらも昭和十三年に完成した。また本稿ではのべないが、その後の食糧増産時代をへて今日までに津山市内の県営用水事業だけでも六カ所を数えている。このことをいえるならば明治以降の地主制の発展から、その停滞期に入つて国が土地投資の主導力となるまで、地主的土地所有は土地投資に積極的でなかったわけである。

いまだし地域の概況を補足するならば、前掲第一表の耕地面積からもうかがえるように主な農業生産は米であった。これにつぐものは小麦と大麦であるが、大正年間から漸次増加したが、昭和一四年でも田邑村の大・小麦作付は水田の二〇%、一宮村で二五%にすぎなかったのは、傾斜地で湿田が多いため麦作が困難だったからである。養蚕は明治初期以来奨励されて製糸工場も出来、このため桑園面積は増加し例えば昭和五年の畑面積のうち桑園の割合は田邑七七・八%、一宮九六%にも及んだが、畑そのものが少なくなつたその後は急減していった。このような主要な販売農産物は米と繭であったが、米の反当収量は第四表の如く変化した。資料不備で必ずしも明らかでないが、年々の収量変動はかなり大きい。ただ昭和池が完成した頃から反収が

やや増加しかつ安定化の傾向がみられるが、これは土地投資の効果といつてよいであらう。

第4表 米の反当収量の変化 (単位:石)

|        | 一宮村   | 東一宮村  |
|--------|-------|-------|
| 大正十三年  | —     | 1.700 |
| 昭和十三年  | 1.373 | 1.595 |
| 昭和十四年  | 1.432 | 1.762 |
| 昭和十五年  | 1.600 | 1.853 |
| 昭和十六年  | 1.274 | 1.679 |
| 昭和十七年  | 1.358 | 1.789 |
| 昭和十八年  | 1.553 | 1.889 |
| 昭和十九年  | 1.305 | 1.696 |
| 昭和二十年  | 1.618 | 1.691 |
| 昭和二十一年 | 1.580 | 1.796 |
| 昭和二十二年 | 1.838 | 1.843 |
| 昭和二十三年 | 1.888 | 1.892 |
| 昭和二十四年 | 1.492 | 1.882 |
| 昭和二十五年 | 1.847 | 1.948 |
| 昭和二十六年 | 1.493 | 1.828 |
| 昭和二十七年 | 1.811 | 1.940 |
| 昭和二十八年 | 1.691 | 1.871 |

注 大正十三年は『吉田郡誌』、昭和十三年は『美作一宮郷土の歩み』(昭三二年刊) 145頁、昭和二十八年は『美作一宮郷土の歩み』(昭三二年刊) 145頁。

注(一)

農業における資本諸投下と農業生産力の理論的關係については拙稿「資本の競争と差額地代」『農業経済研究』第三四巻第三号、五二—五六頁参照。

(2)

拙著『土地投資とその組織』——山形県庄内における実証・史的研究——、昭和二十九年一二月。

(3)

それゆえ本調査は地主制下の昭和一〇年頃までに限られているが、それに関する誌史を除く主要な文献資料は次のごとくである。A 岡山県の農業一般として(1)斎藤英作「瀬戸内水田地帯における農業生産力の形成」『農業発達史調査会』『主要地帯農業生産力形成史』下巻。(2)福田稔・細川弘美「岡山県南部における農業機械化の展開過程」、右書同巻。(3)山田盛太郎「日本農業生産力段階と中核農民層の概念」(藤田農場、プリント)。

(4) 岡山大学『岡山県苫田郡鏡野町総合調査報告書』。

(5) 大田敏兄『農民經濟の發展構造』、『農民意識の社会学』昭和三年。(6) 南智『明治前期岡山県經濟の特質』、『地理学評論』昭和三年八月。(7) 久留島陽三『寄生地主制と農民層の分解』、『經濟評論』昭和三年。

(8) 牧野常治郎『岡山県蚕業沿革史』昭和五年。(9) 『岡山県農會報』。(10) 永友繁雄『岡山県児島灣干拓地における集落と農業經營』前、後編。(11) 細野重雄『耕耘作業機械化の条件』—岡山県興除村における—昭和二十四年等。

またB土地改良については(1)岡山県『耕地事業要覽』昭和一七年。(2)同『岡山県における土地改良事業の展開過程』昭和三六年。(3)同『岡山県干拓史関係年表』。(4) 農業水利問題研究会『高梁川水系における農業水利秩序变革の要因に関する研究』昭和三年。

C 地主制については(1)細謹社『岡山県地主録』明治二七、三一年。(2)大林秀弥『地主制形成の一側面』、『岡山史学』五号。(3)『岡山県農地改革史』。(4) 卓瀬貞男『明治三三年頃の岡山県長者番付』、『岡山春秋』明治三七年。(5) 中国銀行『中国銀行一〇年史』昭和一七年、同二〇年史。(6) 同和鉱業事業史編さん室『七〇年の回顧』昭和三〇年。(7) 全国農民組合岡山県連合会『全農岡山闘争史』。

(8) 岡山県内務部『小作爭議の沿革及現況』大正一三年『明治財政史』第五卷六一九頁。美作國もこの時再丈

## 『ノート』 土地改良投資と地主制

量された五県七国の中にあるが、五県の再丈量總面積に比して旧面積は七六・九%、うち水田では七七%、畑五二%であった。なお福島正夫『地租改正の研究』昭和三七年、五〇一頁参照。

(5) 前掲A、(4)五二六〇頁参照。

(6) 『明治初年農民騒擾録』三四四頁参照。

(7) 岡山県『昭和池用水改良事業概要』(昭和一三年)。なお『苫田郡誌』(昭和二年)、『東一宮村誌』(昭和二年)、『美作一宮郷土の歩み』(昭和三二年)等参照。

(8) 苫田郡下の産業とく米作、養蚕業發展については前掲『苫田郡誌』九〇一〜一〇一六頁、『苫田郡是』(大正一〇年、津山キリスト教図書館蔵)にくわしい。

なお『岡山県農會報』(第二四七号、大正八年二月号)には、西苫田村の明治以降における農村經濟の發展が調査報告されている。

## 第二節 市場の發展と地主の農外投資

### 一 地主的土地所有の盛衰と要因

先に指摘したごとく、当地域の地主は土地改良諸投資に積極的でなかったのであるが、その社会的理由は商品經濟がかなり發展していたから、地主は貸付地の改良による小作料増大よりも非農業投資に向つたからであると考えられる。津山市は農村

第5表 耕地の小作地割合と小作料率

|                                                |               | 西北条郡（明治16～25）<br>吉田郡（大正6年以降） |              |                    |              | 岡山県（百町<br>以下四捨五入）       |              |                         |              | 全国耕地<br>のうち小<br>作地割合<br>（%） |
|------------------------------------------------|---------------|------------------------------|--------------|--------------------|--------------|-------------------------|--------------|-------------------------|--------------|-----------------------------|
|                                                |               | 田                            |              | 畑                  |              | 田                       |              | 畑                       |              |                             |
|                                                |               | 面積<br>（町）                    | 小作地割<br>合（%） | 面積<br>（町）          | 小作地割<br>合（%） | 面積<br>（百町）              | 小作地割<br>合（%） | 面積<br>（百町）              | 小作地割<br>合（%） |                             |
| 小<br>作<br>地<br>割<br>合                          | 明治5年          | —                            | —            | —                  | —            | —                       | —            | —                       | —            | 28.9                        |
|                                                | 明治16年         | 775.6                        | 48.3         | 152.1              | 26.6         | 771                     | 42.0         | 333                     | 29.9         | 35.5                        |
|                                                | 18            | 758.5                        | 48.9         | 83.1               | 39.3         | 754                     | 45.2         | 326                     | 37.6         |                             |
|                                                | 25            | 1,021.4                      | 53.4         | 288.9              | 44.4         | 831                     | 48.7         | 406                     | 41.2         | 40.1                        |
|                                                | 45            | —                            | —            | —                  | —            | 882                     | 51.8         | 372                     | 35.2         | 45.4                        |
|                                                | 大正6年          | 6,719.7                      | 53.8         | 1,761.8            | 30.2         | 895                     | 51.9         | 364                     | 34.5         | 46.2                        |
|                                                | 昭和2年          | 6,756.1                      | 51.6         | 1,623.8            | 30.4         | 676                     | 48.8         | 162                     | 31.2         | 46.1                        |
|                                                | 6             | 5,715.3                      | 50.0         | 1,131.4            | 33.9         | 893                     | 49.6         | 352                     | 29.5         | 47.5                        |
|                                                | 10            | 7,185.6                      | 46.9         | 1,166.4            | 31.1         | 896                     | 48.5         | 350                     | 29.9         | 46.8                        |
|                                                |               | 契約小作料                        |              | 前5カ年平均<br>実納小作料    |              | 前5カ年平均<br>表作実収高         |              | 前5カ年平均<br>小作料率          |              |                             |
| 一<br>毛<br>田<br>小<br>作<br>料<br>（<br>反<br>当<br>） | 明治18年<br>（上田） | 岡山県<br>全 国                   |              | 石                  |              | 石                       |              | 石                       |              | %                           |
|                                                |               |                              |              |                    |              |                         |              |                         |              |                             |
|                                                | 大正1年<br>（中田）  | 岡山県<br>全 国                   |              | 1.058<br>0.976     |              | 0.968<br>0.898          |              | 1.715<br>1.680          |              | 56.4<br>53.5                |
|                                                | 大正10年<br>（中田） | 吉田郡<br>岡山県<br>全 国            |              | 1.07<br>1.103<br>— |              | 0.967<br>1.025<br>0.972 |              | 1.655<br>1.826<br>1.908 |              | 58.0<br>56.0<br>51.0        |

注1. 小作地割合は岡山県統計書による。西北条郡と吉田郡の耕地面積は年によりかなり変動しているが、これは郡区劃の変化による。全国の小作地割合は東畑精一・宇野弘蔵編『日本資本主義と農業』192頁。

2. 小作のうち明治18年、大正1年は『岡山県農地改革史』6～8頁、大正10年の吉田郡と岡山県は土屋喬雄編『府県別小作慣行調査集成』下巻、全国は農林省『農地問題に関する統計資料』により、大正5～9年平均である。

3. 吉田郡とは明治33年に西西条、西北条、東南条、東北条の四郡合併による。

に囲まれた市場にすぎなかつたが、表日本と裏日本を結ぶ交通路でありかつ農村にも商品経済が深く浸透していたから、当然に耕地のうち小作地割合が高く、地主制は早くから発展していた。例えば第五表のごとく明治一六年の全国の小作地率は三五・五％であるのに、岡山県は三八・三％、調査対象地を含む西北条郡は四四・八％にも及んでいた。地主制の最盛期と思われる大正六年には全国が四六・二％、岡山県は四六・九％、吉田郡四八・七％である。また水田の小作地率をみれば、全国のそれはいうまでも

なく岡山県よりかなり高いし、平坦水田地帯たる西吉田村の大正一〜七年のそれは七三%前後にも及んでいた(前節注⑧『農会報』)。このように明治初から地主制の爛熟期までは小作地率が高かったが、第一次大戦を転機にして地主の貸付地売上げが盛となり、昭和一〇年には全国が四六・八%であるのに、岡山県四三・三%、吉田郡四四・七%といずれも全国水準より低くなったが、それは後述のごとく激しい小作争議の結果である。

次に前掲第五表の小作料についてであるが、資料の性格から明確にはいえないけれども、小作地率と同じく全国の小作料水準より岡山県が、さらに調査地域が高率であったとみなされる。表示したいずれの年も全国より岡山県が高いし、大正一〇年の吉田郡では実納小作料率は五八%にも及んでいた。<sup>(2)</sup>のみならず溜池に依存しているため豊凶の差が甚しく、不作の年は検見による小作料減免がなされたとはいえ、商人地主や小地主は大地主に比して苛酷なために減免率は小さかった。また大地主より中小地主の小作料率は一般に高く、例えば当地域最大の地主D家は坪当たり五合の小作料であるのに、中小地主は七〜八合にも及んでいたといわれる。このような高率でしかも豊凶差の激しい状態での小作料負担ということが、前述したごとく当地域の小作地率を高めた要因でもあったと考えられる。かかる事情が後述のごとく小作争議を激発し、一般には大正一三年から小作

料の減額更正がはじめられたのである。

さて以上のことを一括して本稿の課題との関連で云いかえれば、第一に明治一六〜大正六年間に全国の小作地率は一一%弱も増加したのに、調査地域の小作料率が甚しく高かったにもかかわらず小作地率の増加は五・五%でしかなかったのは何故であろうか(次項)。第二に大正六〜昭和一〇年の全国小作地率は余り変化しなかったのに、調査地域は七%も低下したのは何故か(三項)。最後に調査地域の耕地拡張改良投資が甚しく停滞的であったのは、右の二要因とどう関係しているか。停滞的だったとはいえ土地改良諸投資がなされたが、その推進者の性格如何、というのが次節の課題である。

## 二 地主の土地集積と農外事業投資

農務局が大正一三年六月に行なった調査によると、岡山県下の五〇町歩以上を所有する地主数は四四である。このうち吉田郡下では県下第五位のD家と、その分家D'家の二戸だけでしかも同じく田邑村在住である。そこでD家の明治二二年から農地改革までの土地所有の変化を第六表に掲げたが、表注1、2の方法による推計が加わっているから正確とはいえない。けれども「不在地主の典型と思われる土居家の土地所有は明治二二年の二二三町歩から、明治三六年には四四〇町歩と倍増<sup>(3)</sup>」したと

地 所 有 変 遷

| 大正2年5月<br>反別(町) | 地価金(円)    | 大正7年4月   | 大正13年農<br>務局「大地<br>主調査」 | 昭和17年   | 農地改革<br>直 前 | 農地改革<br>後 |
|-----------------|-----------|----------|-------------------------|---------|-------------|-----------|
| 37.4125         | 13,881.37 | 37.6804  |                         | 35.1426 | 30.3824     | 1.6723    |
| 1.2117          | 178.18    | 1.1713   |                         | 0.8411  | 0.7108      | 0.1829    |
| 1.0724          | 1,328.10  | 1.1212   |                         | 1.2613  | 1.0723      | 0.8412    |
| 22.0623         | 82.82     | 22.1626  |                         |         |             |           |
| 61.7729         | 15,470.47 | 62.1415  |                         |         |             |           |
| 97.0102         | 50,205.70 | 97.9608  |                         | 26.0621 | 6.5918      |           |
| 1.0404          | 272.36    | 1.1917   |                         | 0.4213  | 0.3329      |           |
| 0.7817          | 1,022.30  | 0.7425   |                         | 0.0513  | 0.0513      |           |
| 3.7914          | 15.02     | 3.7901   |                         |         |             |           |
| 102.6307        | 51,515.38 | 104.1921 |                         |         |             |           |
| 134.4227        | 64,087.07 | 135.6412 | 133.3                   | 61.2117 | 36.9812     | 1.6723    |
| 2.2521          | 450.54    | 2.8700   | 2.0                     | 1.2624  | 1.9507      | 0.1829    |
| 1.8611          | 2,350.40  | 1.8707   | —                       | 1.3126  | 1.1306      | 0.8412    |
| 25.8607         | 97.84     | 25.9527  | —                       | —       | —           | —         |
| 164.4106        | 66,985.85 | 166.3416 | 135.3                   | 63.8007 | 39.1625     | 2.7104    |

《ノート》 土地改良投資と地主制

所蔵), 26年は『岡山県地主録』(細謹社, 明治27年2月刊, 岡山市立図書館所蔵)  
『他地方土地所有者調』(津山市郷土館所蔵), 大正13年は農務局『50町歩以上の  
蔵の『土地台帳』・『賃貸不動産元帳』より集計した。

得税35,235円であるから大部分が地租とみてよい。これから土地所所面積の推計は,  
町当り地価金472.34円を出し, これに明治22,27年は2.5%, 37年4.3%, 39年5.5%  
推計した。しかしこの間地価修正あり, また所得税が含まれているし, 宅地その他

大野村の全部その他の土地を分与した。この分家(D')の土地所有は下表のごとし

第6表 D 家の土

|             |                            | 明治 22 年<br>直接国税額                    | 26 年<br>直接国税額                    | 37<br>直接国税額                      | 39<br>直接国税額                      |
|-------------|----------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 田<br>邑<br>村 | 田<br>畑<br>宅 地<br>山林雑地<br>計 | 471,694                             |                                  | 678,924                          |                                  |
| 他<br>町<br>村 | 田<br>畑<br>宅 地<br>山林雑地<br>計 | 1,104,784                           |                                  | 2,900,463                        |                                  |
| 合<br>計      | 田<br>畑<br>宅 地<br>山林雑地<br>計 | (田換算推計面<br>積 130.52町)<br>1,576,478円 | ( " )<br>(148.05町)<br>1,748,282円 | ( " )<br>(176.23町)<br>3,579,387円 | ( " )<br>(176.55町)<br>4,586,586円 |

- 注1. 明治22年は『衆議院議員候補者烈伝』(岡山県, 明治23年刊, 岡山市立図書館  
37, 39年は『岡山県公報, 衆議員互選人名簿』による. 大正2~7年は田邑村役場  
地主調査』で『日本農業発達史』第7巻による. 昭和17~農地改革後は, D家所  
2. 明治22~39年の直接国税は, 例えば22年の直接国税中, 地租1,541,243円, 所  
大正2年のD家とその分家の合計田面積185.82町, 地価金87,770.57円から1  
の地租率を乗じて1町当り地租金を算出し, これで上表の直接国税額を除いて  
地租も田地租とみなしているからきわめて大まかなものである.  
3. D家は明治36年分家を出したが, この分家に村内若干と旧東一宮村, 三保村  
(田畑のみで他は略す).

| 年 次              |             | 大正5年<br>5月                   | 大正7年<br>4月                   | 大正13年               |
|------------------|-------------|------------------------------|------------------------------|---------------------|
| 田<br>邑<br>村<br>分 | 田<br>畑<br>計 | 17.3618<br>0.5015<br>17.8700 | 17.3703<br>0.5012<br>17.8715 | —<br>—<br>—         |
| 合<br>計           | 田<br>畑<br>計 | 51.3901<br>1.6909<br>53.0810 | 53.8711<br>1.6909<br>55.5620 | 53.6<br>1.7<br>55.3 |

の調査もある。これは第六表の面積に比して倍近くであるが、それほど大きくなくむしろ私の推計でさえやや過大に思われる。

また右調査では一四年間に所有耕地が倍以上になったとしているが、せいぜい四五町余にすぎないとみなしてよい。もっとも右推計には、次のごとき仮定が含まれている。すなわちD家は表注のごとく明治三十六年に分家D'家を出したが、この時耕地約四〇町歩を分与し、D'家はその後土地所有を拡大して大正二年に五三町歩になった、ということである。さて以上に検討したD家の耕地所有を一括するならば、明治二二年一三〇町歩所有が三七年に約四五町増の一七六町歩となったが、その増分はほとんど分家に贈与し大正七年に一三八・五町歩となった。この時を最高として以降減少に転じ、昭和一七年には半分以上の六二・四町歩にまで減じたのである。

さて問題の、当地域の小作地率が明治一六〜大正六年間に五・五%しか増加しなかった理由は何かという点であるが、一般的には貨幣経済が農民的土地所有を蚕食する過程はほぼ明治中期までに浸透していたから、小作地率の増加がそれほど大きくなかったといつてよい。だが他面からいえば、商品経済の発展していた当地域の地主は政治社会的活動はいうまでもなく、すでに明治初・中期から非農業事業投資に主力をそそぐ状態になっていたから、土地を買ったり土地改良諸投資をして地主的土

地所有を拡大強化しようという関心を有しなかった、という事情こそ重要なのである。この点をD家を中心にのべよう。

まずD家の政治社会的活動であるが、古く伊予の国から移住し商人、金貨、酒造によって産をなし、津山領の大里庄を一三代つとめ、一四代目は士族となりかつ維新後は北条県に出仕し、又地方産業の振興をはかった。一五代目は明治二五〜二九年に県会議員となり、一六代目は明治三九〜大正四年まで貴族院議員であった。尚分家のD'家は明治四一〜大正一二年まで吉田郡会議員(後年議長)、大正一三〜昭和三年は衆議院議員であった。

次に非農業事業投資であるが、D'家は明治六年徴兵令反対の大暴動の後は酒造業を止め、貸金業を主として後述の銀行経営を主業としたが、非農業投資はそれだけではなかった。岡山県統計書によると明治一六年の生糸、綿糸、織物関係の工場数七は、一九年一一、二五年一九、三九年五〇、大正五年一二九、一〇年四四六、昭和二年三四二へと発展した。美作地方でも商工業が發展したが、当地方の養蠶製糸の發展に努力した西吉田村の畑氏は、明治二一年に国府台産業株式会社を設けて製糸や蚕種製造に専念したが、二六年に解散の止むなきに至った。そこで彼は翌年に森本(士族資産で商業金融業、呉服商兼地主)と管田(酒造業地主)の二人(この二人は明治一三年津山私立銀行を創立)とD家を含む六名で津山製糸合資会社を設置した

(明治三十九年資本金二万円、職工一二三名)。当社は大正五年に郡是製糸株式会社に吸収され(大正一〇年末職工数五七九名)たが、このようにD家は製糸業に出資しかつ社長をもつとめた。銀行家であるD家はこの他にも右のごとき関係で多くの会社に投資していたが、最も大きなものは岡山―津山間と津山―総社間を含む七七・三キロメートルの中国鉄道株式会社(昭和一一年資本金五二〇万円、機関車一一、客車六一、貨車一六三)への関係である。この鉄道会社は明治二十九年四月に発足し、三一年一月から営業を開始し、ここにはじめて美作地方と岡山との陸運交通機関ができたのであるが、D家は右会社の常務であった。なお分家について簡単に記すれば、明治四〇年一月に日本柳織株式会社(資本金一万五千元、職工一〇名。大正一〇年資本金一〇万円、職工二五名)を他の二名と共同で創立し、大正七年からは自から代表者として経営の実権を握っていた。この他明治二十九年に津山の妹尾(明治三十九年妹尾銀行創立者)地主が始めた美作製紙株式会社(ボール紙製造、大正一〇年職工一六名、資本金八万円。昭和一〇年資本金一二万円)も、後にはDが代表者となつたし、間もなく倒産したといえ大正一四年に自から津山土地株式会社(資本金二〇万円)を設けて土地投機にも進出した。

なお次節との関係で地主の鉱山投資にふれておこう。一宮村

#### 《ノート》 土地改良投資と地主制

内にも一宮銅山(三・八%、明治二一―大正九年)と中山銅山(四%、明治二三―大正一年)があつたが、最も大きいのは徳川初期に発見され明治になって地主を含む投資対象となり、大正五年に大資本の藤田組が完全支配した勝田郡の棚原鉱山である。地主三名は明治一五年に銅山を買収して経営を始めたが、このうち河辺村見内原のM家は明治八年の地価調査台帳では、耕地六〇・七町(内水田四四町)で他村をも合せば七二町歩であり、Y家もこれに劣らぬ大地主だったといわれるが、藤田組に買収された大正四年にはいづれも四分一以下に減少していた。その主原因は鉱山経営の失敗によるが、まず一五年以降のデフレ特に二二―三年の不況で倒産したため、土地所有は半減した。しかし日清戦争で好況となつたため、一五年に発見された棚原鉱山を二七年六月に買収し、かつ二九年にも棚原鉄銅山の経営を加えた。しかし三二―五年経営不振におちいり、前者を明治三十六年、後者を三十八年に手離し、このため両家の土地所有は更に半減して明治初の四分の一となつた。そしてわずかに残つた一万五千坪余の鉱山も、大正四年に二千八百円で藤田組に売り鉱山業から離れた。なおM家はこの他に廻船問屋でもあり、鉱石や穀物を吉井川によって西大寺へ運んでいたが、鉄道とくに藤田組の鉱山鉄道が明治末に完成したため廃業した。このように地主の鉱山経営も鉱山景気の波にのりえず、最後に

第7表 岡山県における資本金別銀行数

|       | 5万円未満 | 5~10 | 10~50 | 50~100<br>(大正10年までは50以上) | 100万以上 | 計      |
|-------|-------|------|-------|--------------------------|--------|--------|
| 明治16年 | 3     | 2    | 2     | —                        | —      | 7(国立2) |
| 19年   | 4     | 2    | 2     | —                        | —      | 8      |
| 37    | 12    | 17   | 18    | 2                        | —      | 49     |
| 39    | 11    | 18   | 18    | 2                        | —      | 49     |
| 大正1   | 8     | 16   | 22    | 2                        | —      | 48     |
| 5     | 6     | 16   | 26    | 3                        | —      | 51     |
| 8     | 5     | 9    | 20    | 10                       | —      | 44     |
| 10    | 3     | 4    | 15    | 16                       | —      | 38     |
| 13    | —     | 1    | 9     | 2                        | 8      | 20     |
| 昭和2   | —     | —    | 4     | 2                        | 7      | 13     |
| 6     | —     | —    | 1     | —                        | 5      | 6      |

ノット 土地改良投資と地主制

注1. 岡山県統計書各年号による。ただし明治16, 19年は右資料から筆者算出。なお銀行の買収統合については『中国銀行十年史』とくに25, 42頁をみよ。

2. 50町歩以上地主名(『日本農業発達史』第7巻)と銀行の関係は次のごとくである。( )内は創設銀行名と創設年, 関係銀行名と役職である。

伊原木(天満屋, 明37, 第一合同取締), 武藤(武藤, 大8, 山陽銀行取締), 石井(備前加茂取締, 山陽取締), 深井(作備, 大12), 服部(牛窓取締), 星島(星島, 明30), 日笠(日笠, 明38, 第一合同取締), 大原(倉敷, 明24, 第一合同取締, 中国頭取), 大橋(倉敷商業, 明35, 倉敷大橋, 大8, 山陽取締), 溝手(中備, 明29, 第一合同重役), 佐藤(茶屋町, 明33), 原(岡山合同と中国信託の頭取), 中村(茶屋町と第一合同の取締), 小野(第一合同取締), 藤田(足守, 明23, 山陽取締), 加藤(下道取締), 西村(高粱, 明30), 高田(高信, 明33, 中国や第一合同取締), 河本(勝山, 明30), 小出(勝山重役), 土居通博(土居, 明30, 山陽頭取, 中国副頭取), 土居通憲(土居, 山陽取締)。

は大資本に奪われてしまったのである。

次にD家の主業たる銀行経営であるが、岡山県における明治以降の資本金別銀行数は第七表の如く、明治一六年の七行は大正中期まで急増したが、以降は集中合併によって昭和六年には六行にまで減じ、昭和一六年には中国銀行に一本化された。周知のごとく私立銀行は明治二三年の銀行条例公布で各地に設立せられたが、この中には地主によるものも多く、大正一三年の五〇町歩以上地主四四名のうち、私の調べでは表注のごとく半数の二二が銀行を設立したり頭取、取締役等についている。津山地域についてみれば明治一三年一月に津山銀行(資本金二〇万円、株主一七九名)について二八年津山中央貯蓄銀行(資本金三万円)が、第三番目にD家の土居銀行が明治三〇年、妹尾銀行が明治三九年にというように四行が創設された。土居銀行はD、D'と親せきの三名の出資による合名会社形式をとり、資本金一〇万円で発足した。その後大正一二年土居、津山中央を含む六行が合併して作備銀行となり、翌年には三行を買収して山陽銀行(資本金二二〇万円、二〇万株)

と改め、昭和五年第一合同銀行との合併によって中国銀行となった。この間D家はかなり重要な地位を占めていたのであり、例えば山陽銀行の大正一三〇昭和五年末まで取締役頭取であったし、中国銀行になってからも副頭取の地位を占めていた。なおD家も土居銀行当時はいうまでもなく、山陽銀行の大正一三〇昭和二年まで取締役であった。

以上のごとくD家は金貨業―銀行経営を中心としかつそれを発展させつつ、明治中期からの産業と交通の発展とともに、工業や交通業に積極的に投資していった。そして第一次大戦までは大地主であり大きな資金力によって、ともあれその独自性を有していたといつてよいが、津山製糸合資会社の郡是製糸への買収や土居銀行の作備銀行への合併にみられるごとく、いまや大資本によって独自性を否定せられて、急速にそのエージェント化の傾向を強めた。またD家についてもその後津山土地株式会社が開もなく倒産し、日本柳織株式会社を中心とする小資本家として保身したごとくである。

### 三 小作争議と土地売逃げ

右のごとくD家は、商品経済の発展とともに貸金業―銀行経営を中軸としつつ、産業および交通業への投資を進めたのであったが、それは第一次大戦までは地主的土地所有を縮小する仕

方ではなかった。すなわち前掲第六表のD、D'家での土地所有は第一次大戦までは、非農業投資が發展しながら増加しているのであり、減少に転ずるのはそれ以降である。このことは以前に研究した奈良県下の地主制において、大阪の投資・投機市場に参加していた地主は、明治年間すでに投資や投機および景気変動のため所有地を売った傾向と異なる。そしてこれは美作地方は商品経済が發展していたといえ、大阪のごとき大きい投資・投機市場がなかったからであると考えられる。

それはともかくD家は第八表のごとく、第一次大戦以降急速に所有地を減少したのであるが、その主な理由は小作争議によるとみなしてよい。すでに指摘したごとく、学制と徴兵令に反対する暴徒は、明治六年五月二六日小学校や役場を破壊して「田邑村にては戸長土居通信の邸に乱入し、酒倉を侵して乱飲し且造酒二百余石を流棄……其の本隊津山に入るや……多数集団して暴行を恣にし……止むなく応援の士族をして刀を抜き暴民を斬<sup>(8)</sup>」る等によって六月二日に終った。暴動により北条県下の死者一八名、小学校を含む家屋の破壊損四五二戸に及び、官はこの事件で一三名を斬に処し六六人を投獄し、六一七人を答杖に、二五、九四七人を罰金に処した。

かかる自由民権の重大事件を経験している苫田郡の小作争議は、不作時のみでなく小作料の一五〇二五%永久減免要求として、

第8表 D家の土地所有増減理由

|          | 田                                                                                                                                                                                                                        | 畑           | 計        | 備 考        |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------|------------|
| 明治22年    |                                                                                                                                                                                                                          | (推計130.52町) |          | 金貸業        |
| 26年まで    |                                                                                                                                                                                                                          | (+推計17.53町) |          |            |
| 37年まで    |                                                                                                                                                                                                                          | (+推計28.18町) |          |            |
| 39年まで    |                                                                                                                                                                                                                          | (+推計0.32町)  |          |            |
| 大正2年5月まで |                                                                                                                                                                                                                          | (-推計39.88町) |          | 分家へ分与      |
| 7年4月まで   | +1.2119                                                                                                                                                                                                                  | +0.6109     | +1.8228  |            |
| 13年まで    | -2.3412                                                                                                                                                                                                                  | -0.8700     | -4.2112  | 院在一宮村の小作争議 |
| 昭和17年まで  | -72.0813                                                                                                                                                                                                                 | -0.7306     | -72.8119 |            |
| 理 由      | 1. 小作争議は大正13年頃より本格化し、土地売りが村外町村で急増した。とくに大正7年4月に田28.4408町の院庄村では、昭和6年までに20.6002町売り、17年までに更に4.2206町売り。残り3.62町。<br>2. 郷村では大正7年4月水田6.4718町あり、同じく一宮村0.6511町の水田、久米村3.9422町の水田も大正末～昭和初に全部売<br>3. 高倉村では大正7年田13.8726町売り、残り10.6912町。 |             |          | 土地改良投資と地主制 |
| 農地改革直前まで | -24.2305                                                                                                                                                                                                                 | -0.2117     | -24.4422 |            |
| 理 由      | 1. 戦時中小作料低下による売(17～19年)水田のみで田邑村1.1126町、香々美南村0.7714町、二宮村5.0818町、院庄村2.8618町、高倉村は10.6912町全部、合計20.5428町を売る。<br>2. 農地解放までの自由売(20～21年)田邑村3.6406を売る。                                                                            |             |          |            |
| 農地解放後まで  | -35.3019                                                                                                                                                                                                                 | -0.8608     | -36.1627 |            |
| 理 由      | すべて財産税物納または国家売上による。                                                                                                                                                                                                      |             |          |            |

補注 農地価格の全般は明らかでないが、西吉田村の中田の反当価格は次のごとくである(『岡山県農会報』第247号)。明治6年12.85(法定40.0)円、16年47.48円、26年87.5円、36年200円、大正1年260円、4年540円、6年690円。

二〇〇  
 大正九年から統廃し一年から全面化するようになった。調査地域内では大正一一年に一宮と東一宮両村にまたがる九三名の小作人組合が結成され、二〇%減免要求で一五%の減免を勝ちとった。また同年院庄村の地主九五、小作二九五の小作争議では、永久減二五%要求の争議があり、一三年に五五の小作人組合を組織し永久減二五%要求で一二～一五%減とさせ、昭和六年は三割減要求で二割を減じさせた。かかる状態になったため地主は土地売逃げをはかったが、

いうまでもなく小地主よりも大地主に大きく、また村内より村外を早く売ることとはこの地域でも同じであった。

さて以上を前掲第八表で概括しておこう。D家の土地所有は明治二二年約一三〇町歩を起点として一五年後に三五%増加したが、その大部分を分家に贈与し、その後は殆んど増加しなかった。第一次大戦から減少に転じて昭和一七年までに起点面積の五八・三%を減じ、さらに農地改革直前までに一八・七%を売ったから、農地改革による解放面積は起点面積の二七・七%にすぎなかった。したがって、第一次大戦後から売逃げした土地約一〇〇町歩の代金は、そのほとんどが非農業に投ぜられたものとみなしてよい。そして前節からの考察と合せ考えれば、農業とくに土地改良諸投資に積極的でなくむしろ反対であったが、進んでその点を明らかにしよう。

注(1) その理論的説明については拙稿「資本主義の発展と地主制」、『農業総合研究』第一〇巻第一号参照。

- (2) ここでは特に記さなかったが小作契約の内容、物納と金納その他小作慣行については土屋喬雄篇『大正一〇年府県別小作慣行調査集成』下巻参照。また岡山県農務課「特殊小作慣行に関する調査」昭和八年五月参照。
- (3) 前掲『鏡野町総合調査報告』五七頁、なお六〇—六一頁参照。

- (4) D、D'家の社会的地位および非農業投資については、

#### ヘフット 土地改良投資と地主制

- 「津山郷土説本」(昭和六年)、「津山案内記」(明治四四年)、「美作人事興信録」(昭和一二年)、「苫田郡誌」『岡山県統計書』『岡山県年鑑』(昭和一一年)等による。
- (5) 棚原鉱山については同和鉱業株式会社「七〇年の回顧」(昭和三〇年刊)による。なお苫田郡の鉱山については、『苫田郡誌』一四頁以下参照。

- (6) 前掲『中国銀行一〇年史』同二〇年史『苫田郡誌』による。

- (7) 『地主制と米騒動』(昭和三年)第三章第三節参照。

- (8) 前掲『苫田郡誌』一四〇八—一四一一頁。

- (9) 詳しくは記さないが岡山県内務部「小作争議の沿革及現況」(大正一三年)、岡山県庁図書館所蔵「小作人団体台帳」による。

#### 第三節 土地投資とその推進者層

##### 一 土地投資の発展と内容

第一表に関連してのべたごとく、岡山県下の地主制下における耕地拡張改良事業の諸投資は極めて停滞的であったが、当調査地域においても例外ではない。例えば県経済部の調査した明治三九年の耕地整理及土地改良奨励費規則から、昭和一七年九月末までに工事が完了した耕地整理事業の総計は、五四一件、関係耕地面積は一三、一九一町歩で、これは第一表の昭和一四

第9表 津山市内の地主制下における土地拡張改良事業

| 事業前後の土地面積（上段事業前，下段事業後）（町） |                |                |                  |              |                |              | 事業費（円）<br>上段事務その他，<br>下段工事費 | 工事着手<br>完了        | 主な事業<br>内容  |
|---------------------------|----------------|----------------|------------------|--------------|----------------|--------------|-----------------------------|-------------------|-------------|
| 総開係<br>土地面積               | 内 民 有 地        |                |                  |              | 国有地            |              |                             |                   |             |
|                           | 小 計            | 田              | 畑                | その他          |                |              |                             |                   |             |
| 1. 東 吉 田 組 村 合            | 6.0<br>9.8     | 5.35<br>8.34   | 1.0<br>7.18      | 1.82<br>—    | 2.53<br>1.16   | 0.66<br>1.48 | 381<br>8,921                | 明治43.4～<br>大正13.5 | 開田、溜<br>池新設 |
| 2. 東 吉 田 村 志 戸 部 合        | 36.9<br>38.7   | 35.05<br>37.25 | 30.32<br>32.57   | 0.89<br>0.09 | 3.84<br>4.59   | 1.85<br>1.48 | 1,100<br>5,447              | 明治44.6～<br>大正11   | 溜池新築        |
| 3. 昭 和 池 組 合<br>（県 営）     | 621.3<br>621.3 | 621.3<br>621.3 | 607.28<br>607.28 | 2.42<br>2.42 | 11.57<br>11.57 | —            | 40,666<br>188,516           | 昭和7.3～<br>13.3    | 溜池新築        |
| 4. 東 吉 田 村 一 人 行 施        | 6.0<br>6.7     | 5.8<br>6.3     | —                | —            | 5.80<br>1.04   | 0.16<br>0.40 | 751<br>4,449                | 昭和8.11～           | 開 畑         |
| 5. 一 宮 村 西 一 宮 合 組        | 10.3<br>10.2   | 10.3<br>10.2   | 8.49<br>9.74     | 1.31<br>—    | 0.49<br>0.49   | —            | 1,800<br>12,000             | 昭和13.11<br>～15    | 溜池新築        |
| 補 勝 田 郡 河 辺 村 尾 内 原 組 合   | 15.9<br>25.8   | 15.43<br>23.61 | 6.07<br>13.86    | 3.01<br>1.30 | 6.35<br>8.45   | 0.49<br>2.18 | 863<br>9,575                | 大正5.3～<br>12      | 開墾溜池<br>新 築 |

注 岡山県経済部『耕地事業要覧』60～62頁による。なお4の事業は1の事業の補強だと調査時に村民は云っていたが、明確な資料が無いので列挙した。

年末の数値よりやや多い。吉田郡下では一五件五四〇・七町歩であり、これは昭和二年の水田面積八、七二二町歩の六・二％にすぎない。<sup>(1)</sup>また右資料に当郡の開墾その他すべての耕地関係事業として二八件が列挙されているが、このうち事業完了年月の明記しているもの一三、記されていないが事実上完了したものと三、合計一六となつて右数値とほぼ一致する。この事業認可

件数に対して完了件数が半ばでしかないことも、土地拡張改良事業の停滞性の現われである。

さて右の地主制下における土地改良諸投資のうち、現在の津山市に属しかつ当時の事情を私が調査によって多少とも明かにしえたものは第九表の五件である。まず開墾であるが、明治四三年設置の東吉田村大田組合は、後述の和田氏を中心とする数名が新たに溜池を設けて開田したのであるが、事業は大正八年の開墾助成法以降に本格化して一三年に終った。開田後そのほとんどを和田氏が買い、作人三〇四戸を雇入れて経営したが、用水不足で平均反収二俵程度のため漸次作人を減らしていった。昭和池の完成で四・五町歩に水が入るようになって安定し、貸付地となり他は荒地になった。なお昭和八年着工の一人施行も和田氏の開墾事業であるが、これも成功せず昭和一五年頃県営農民道場となり一九年に津山市が買上げ、二一年に県営酪農試験場となった。次に補の見内原組合についてであるが、前節のべたM地主は鉾山投資で失敗し更に廻船問屋も収奪されて村内小地主の地位に転落したが、その雇入れていた舟子も失業した。そこでM家は零細農でもある舟子の生活を安定させるため、溜池新設による約一〇町歩を開墾することを計画し、見内原地内土地所有者六〇名の耕地整理組合を組織した。このため日本勸業銀行より三、五〇〇円以上、津山銀行より一、八〇〇円以上、

その他個人からも借入れして溜池は大正四〇一二年、整地は九〇一二年には完了した。なお事業費であるが右組合の決算書支出額の大正四〇一二年の合計は二九、五一九円で、これから借入元利返済七、八八三円を差引いた事業費合計は、二一、六三六円となるが、これは第九表の倍額に当る。

次に溜池新築を主とする事業であるが、まず志戸部組合は、「従来二カ所の用水池を有するも年々用水に不足を生ずるにより、日下源一外九名の有志相図り同一箇所<sup>(2)</sup>に用水池新設」することとし、明治四四〇大正四年五月には完了した。なお右資料によると池面積一・四町の工業費は二〇、九九〇円であるが、第九表のそれに比して三倍余にあたる。次の昭和池組合は、地主制下で美作地方でなされた最大唯一の県営用水事業であるが、それは第九表の1と4の開墾を行なった「和田義興氏の奮起する処となり、一大貯水池を新設し用水の補給に依りて旱害の憂苦を除かんと有志と語らい、昭和二年八月県に對し之が設計調査を申請……県においては……昭和三年二月県会に對し県営事業として事業費四五万円……として提案し直ちに可決せられたり。然るに地域内小數者の反對に會い……予想外に遅延を來し……昭和七年三月着工し六ヶ年の年月を閲して昭和一三年三月遂に全事業の完成を見」(事業概要書による)た。県会で決定したにかかわらず三年余も着工しえなかったのは、後述のご

とき大地主や商人地主の反対なのであるが、その事業内容は溜池（満水面積五・三町、貯水量五二万立方メートル）と用水幹線延長三、一三六メートル（内トンネル五八三、サイフォン一四〇、暗渠八二メートル）を主とするが、地形の起伏が多いため難事業であった。最後に西一宮組合の事業であるが、約一〇町歩の水田に昭和一三―一五年にかけて溜池を新設した。組合員二七名によるこの事業費は一万四千元で、国庫補助六千元と組合債一万二千元によって完成した（決算書による）。

なお右の諸事業はすべて土地所有者が組合員であり、国や県補助金を除く部分は土地所有者の負担による。反当り投資額は区々であるが、いずれの場合においても投資にともなう小作料引き上げはなされなかった。

## 二 土地改良投資の推進者層

しからば以上の土地改良諸事業の推進者は誰であったか、という問題であるが、第九表のうち昭和池組合は大規模な営農事業であるのに、他は関係受益面積が小さく部落または個人単位の事業である。まず小規模土地改良投資から検討するに、その推進者は部落内地主を含む自作地主ないし自作農家であり、決して寄生地主層ではなかったとみなしてよい。見内原の開墾は鉢山や運輸業への投資に失敗し、結局は大資本に収取されて寄

生地主資格を失ったM家が推進力であったが、その土地投資も貸付地を増加して寄生化しようというのではなく、反当り約二〇〇円で開墾して舟子に生業を与えるという温情的な事業である。志成池組合では約五町歩の地主H（明治二六年の国税四九・一七円、村会議員を一期つとめた）と、二町歩の自作農が中心でありこれに地主一（明治二六年の国税二二・四七円前掲『地主録』による）、一町前後の自作農六（この内一名は村助役を一期）、計九名が推進した（『苫田郡誌』九二七頁）。それだけではない。当事業の受益水田約三〇町の半分は津山の商人地主の所有であったが、これら商人地主は強く反対したのであった。また西一宮の組合員二七名のうち明治二七年の『地主録』にのっているのは二名（国税額二七・八六円で明治三七―四一年郡会議員になった一名と一八・一三円納税一名）で、その他昭和五―一三年まで村長をした一名と二一―一七年に村議を行ったものは二名にすぎない。このことから部落内地主を頂点とした自作地主や自作層で、しかも公職についていた者が、溜池新設の推進者だったとみなしてよい。

大田組合と一人施行の開墾は和田氏であったが、彼は県営昭和池設置の提案―推進者でもある。氏の土地所有については明らかでないが、明治二五年には約一〇町歩の地主（国税九六・九円納入から推定）であり、西吉田村の村議に出て大田部落へ

の道路を作らせる等、部落の発展に力をつくした人であった。彼は、大正八年前後の開墾事業のため旧来からの所有地を売ったが、昭和池という大事業のため奮起したのも一面では彼の開墾が用水不足で失敗したことにあるとみてよい。ともあれ和田氏は一宮、東一宮、東吉田、西吉田各村の村長や村議等を主とする有志を結集し、昭和二年八月県に調査設計を申請し、三年二月の県会で通過したのである。にもかかわらず着工が七年三月まで延期されたのは、前述した、D・D'の大地主をはじめ津山在住の商人金貸地主の強い反対に会ったからである。これら寄生地主の反対に対して和田氏をはじめ公共事業に熱心な人々が説得し歩いたが、彼は反対派説得の費用に当てるため東吉田の福田氏（村長）その他の者と共に、六〇〇円の運動費を寄付した。

だが反対派はこの説得に応ぜず、事業が延びてきたので、ついには小作農を含む耕作者の全面的奮起となり、米一―二升を寄せて昭和六年末―七年二月に、反対する商人・金貸やその他の地主数名の家に座り込み（飯をたき酒をのみ）をかけた。この小作農をも含む強訴によって、当初見積り反当り二五円の仕事費負担に反対する地主も折れ、大事業に着手することになったのである。このことと関連して当地域の耕作農民階層の状態をみれば、前掲第五表でみた小作地率の高さからも明らかにな

《ノート》

土地改良投資と地主制

第10表 吉田郡の耕作規模別小作地規模別農家数(大正10年3月末現在)(単位:戸)

| 耕作規模<br>小作地規模         | 3<br>畧                       | 反<br>満 | 3〜5 | 5〜7   | 7反<br>〜1町 | 1〜1.5             | 1.5〜2 | 2〜3         | 3〜5         | 5町<br>以 上         | 計 |
|-----------------------|------------------------------|--------|-----|-------|-----------|-------------------|-------|-------------|-------------|-------------------|---|
| 1反未満                  | 406                          | 75     | 43  | 50    | 63        | 35                | 10    | 2           | 0           | 684               |   |
| 1〜3                   | 672                          | 145    | 115 | 153   | 188       | 83                | 31    | 5           | 0           | 1,392             |   |
| 3〜5                   |                              | 557    | 176 | 174   | 173       | 69                | 19    | 4           | 1           | 1,173             |   |
| 5〜7                   |                              |        | 503 | 257   | 198       | 65                | 23    | 2           | 0           | 1,048             |   |
| 7反〜1町                 |                              |        |     | 650   | 370       | 106               | 26    | 3           | 0           | 1,155             |   |
| 1〜1.5                 |                              |        |     |       | 713       | 209               | 67    | 5           | 1           | 995               |   |
| 1.5〜2.0               |                              |        |     |       |           | 201               | 59    | 1           | 0           | 261               |   |
| 2〜3                   |                              |        |     |       |           |                   | 76    | 6           | 0           | 82                |   |
| 3〜5                   |                              |        |     |       |           |                   |       | 4           | 2           | 6                 |   |
| 5町以上                  |                              |        |     |       |           |                   |       |             | 7           | 1                 |   |
| 計                     | 1,078                        | 777    | 837 | 1,284 | 1,705     | 768               | 311   | 32          | 5           | 6,797             |   |
| 西吉田村の<br>耕作規模別<br>戸 数 | 明治41年152<br>大正2年136<br>7年109 |        |     |       |           | 260<br>250<br>276 |       | 2<br>0<br>1 | 0<br>0<br>1 | 414<br>386<br>387 |   |

注 『吉田郡誌』907頁による。西吉田村は『岡山県農会報』第247号。

とく、小作農がかなり多かった。すなわち第一〇表の如く大正一〇年の苫田郡の耕作規模別農家数のうち、五反未満が二七・三%、五反一〇畝は三一・二%で一町以上が半分近を占めており、全国の一町以上経営三二%に比して相対的に経営規模は大きい。しかし耕作規模と小作地規模の一致する小作農は四九%にも及び、小作地規模の一ランク下を含めれば七三%となる。このように比較的耕作規模は大きい、小作ないし小自作が支配的でそれは一・五〇二町経営層でも過半を占めているというように、小作地に依存する農家が多かったのである。

以上のごとき諸事実から、土地改良開発投資の推進者層は部落内地主や自作地主―自作層を中心とするもので、決して寄生大地主や商人・金貸地主ではなかったとみなしうる。そしてその理由の一半は、D、D'、M家等大地主は早くから非農業投資に転じ、土地所有を拡大して小作料収入に寄生するという方向にはなかった。さらに明治初頭以来小作料率が高く用水の不足で収穫も不安定であり、加えて自由民権運動を基礎として小作農民が強力だった（強訴）から、地主が土地改良投資をしても投資金の自己増殖を、つまり小作料を引き上げることがなしえなかったという事情も加わっている。そして山形県の場合とは逆に、小作農をも含む自作や自作地主が土地投資に賛成であるのに、部落をこえる全村的または数町村に及ぶ大地所有者層

が土地投資に反対だったことが、第一表でのべたごとく山形県に比して岡山県の耕地整理事業が不振であった原因といえよう。

注(一) 岡山県経済部『耕地事業要覧』（昭和一七年一月）

七頁。なお戦後をも含むものに岡山県農地事務局「岡山県における土地改良事業の展開過程」（昭和三六年）がある。

(2) 前掲『苫田郡誌』九二七―八頁。

(3) このように小作農や自作農も土地改良投資に積極的だったが、県南地方の農業機械化の推進者も一・一・五町前後の小作を含む専業農家層だった（第一節注3 Aの1、2文獻参照）。

なお土地改良の推進者の山形県との対比については、拙著『土地投資とその組織』第五―六章をみられれば、地主の役割の差が明かである。

〔後記〕 本報告は昭和三五年に予備調査し三六、三七年と二回にわたり本調査をしたものであるが、とくに岡山大学農学部の水友繁雄教授および目瀬守男氏の御援助と協力をいただいた。目瀬氏は現地を案内して下さい、本調査終了後も文書による調査に多大の時間をさいていただいた。とくに記して厚く感謝する。（一九五四年一〇月一五日）